

昭和49年5月13日
改訂平成21年4月 1日
沖縄不発弾等対策協議会決定

埋没不発弾等の磁気探査要領

沖縄不発弾等対策協議会を構成する公共事業等を行う事業者は、住民の安全と作業者の安全を守るため、埋没不発弾等の事前発見に積極的に取り組むものとする。このため、事業の実施に当たり、各事業者は、以下の事前調査を必ず実施し、その結果、不発弾等が埋没している可能性を否定できない地域（箇所）においては、磁気探査を行うものとする。

1. 事前調査

(1) 「沖縄不発弾等事前調査データベースシステム」により、下記項目について確認作業を行うものとする。

- ・ 不発弾の発見状況及び磁気探査等の状況
- ・ 戦時中の交戦状況
- ・ 戦後の地形の変化及び改変状況

なお、システムで確認できない情報については、地域住民に聞き取り調査等を実施し、補足するものとする。

(2) 既存資料に基づく地形、地質状況の確認

(不発弾等の埋没又は貫入の可能性に関する土質学的検討)

2. 受注者への周知

各事業者は、工事を発注する際、事前調査及び磁気探査の結果を工事の仕様書等に記載し、受注者に対して周知しなければならない。

3. 磁気探査

各事業者は、別紙「磁気探査指針」に留意し、磁気探査の実施に当たっては、各事業者が別途実施要領を作成するものとする。